

認定こども園あすなろ保育利用料金

平成27年4月1日

◎特定教育・保育施設の利用者負担額（月曜日～土曜日）

保育認定区分と必要量		利用料金	多子世帯の利用料金
教育標準時間 1号（満3歳以上）	9：00～13：00	市区町村で定められた住民税課税階層により決定	年少（3歳）から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合は、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
保育短時間 2号（満3歳以上） 3号（満3歳未満）	9：00～17：00	市区町村で定められた住民税課税階層により決定	小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
保育標準時間 2号（満3歳以上） 3号（満3歳未満）	7：00～18：00	市区町村で定められた住民税課税階層により決定	

◎延長保育料金

※18：00～19：00の金額は羽村市保育園共通

	月極		1日30分毎に	
	0・1歳児	2歳児以上	0・1歳児	2歳児以上
18：00～19：00	4,000円	3,500円	500円	400円
18：00～20：00	6,000円	5,500円		

◎実費徴収

下記については実費で徴収させていただきます

- ・教材（クレヨン・のり・はさみ等）・クラスカラー帽子・体操服上下・リュック・安心伝言板カード代・布団カバー・遠足代等
- ・給食費（1号認定：4,000円　2号認定：1,000円　3号認定：0円）

◎施設・教育拡充費

月額 1,250円

- ・施設管理に関する経費の一部（こども見守りシステム：安心伝言板・ココセコム・こども110番・エレベーター管理・設備維持費等）
- ・特定教育指導者経費の一部（リトミック・英語・体操）